

(別表5)「構造改革特区の第6次提案に対する政府の対応方針」(平成17年2月9日構造改革特区推進本部決定)における
「別表2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項(第6次提案追加分)」

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
303	商品自動車の回送運行における自動車損害賠償責任保険期間の延長	自動車損害賠償保障法第25条、同法第33条第1項、同施行令第9条、自動車損害賠償責任保険基準料率(平成14年金融庁告示22号)	商品自動車の保険期間を現行の6ヶ月以内から1年以内に延長することについては、自動車損害賠償保障法施行規則の改正を前提に、次回の自動車損害賠償責任保険審議会に自動車損害賠償責任保険料基準料率の改正案を諮問し、同審議会からの答申を受け、同基準料率の改正を措置する。(Ⅲ金融工25)	平成16年度中	金融庁 国土交通省
715	空港・港湾以外の内陸通関拠点における臨時開庁手数料の見直し	構造改革特別区域法第29条 構造改革特別区域法施行令第4条	インランド・デポ(空港・港湾以外の内陸通関拠点)についても年間365回以上の臨時開庁承認実績があること、インランド・デポにおける利用者の利便性の向上又は施設利用の促進などによる貿易の振興に資するための施策が講じられること等の要件を満たす場合には臨時開庁手数料の軽減を認める方向で検討し、措置する。(Ⅲ運輸ウ⑩)	平成16年度中	財務省
828	公民館における料金を徴収する事業の容認	社会教育法第22条、第23条	NPO法人等が公民館で映画上映会を行うに際して料金を徴収することは、現行の社会教育法第22条、第23条の解釈でも対応可能である旨の周知徹底を図る。(Ⅲ基準イ29)	平成16年度中	文部科学省
829	通信制高等学校の校舎に係る専修学校等の施設との兼用の容認	高等学校通信教育規程第9条第4項	通信制高等学校の校舎を整備する際の兼用の取扱いについて、専修学校等他の施設との兼用が可能となるよう高等学校通信教育規程を改正する。また、併せて、通信制高等学校の面接指導等を専修学校等の施設で実施が可能となるよう規定を整備する。(Ⅲ教育イ⑰)	平成17年度中	文部科学省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
830	学則変更の届出に係る手続きの簡素化	学校教育法施行令第26条 学校教育法施行規則第2条	インターネット上で学則を公開している大学からの学則変更届出について、手続きの簡素化を認めるための所要の措置を講じる。(Ⅲ教育ウ⑱)	平成17年度中	文部科学省
831	実務家教員を含めた大学教員に関する審査の観点の明確化等	大学設置基準第14条 等	地域の教育研究のニーズに応じた大学の新生・改組等を支援する観点から、申請者の意向を踏まえて選任された「参考人」が審査に参画する「参考人制度」(本年度から試行的に実施)につき、本格実施へ移行する。また、実務家教員を含め、大学における教員に求められる要素や専任教員の位置づけなど、教員及び教員組織に関する審査の観点の明確化について検討し、所要の措置を講じる。(Ⅲ教育ウ⑳)	平成17年度中	文部科学省
832	大学図書館に関する審査の観点の改善	大学設置基準第36条 大学設置基準第38条	IT技術の発達に伴い、電子ジャーナルやデータベース、大学図書館間情報ネットワークの普及が進んでいる状況を踏まえ、大学図書館の整備に関する設置審査の観点・取り扱いの見直しを検討し、申請者の利便に資するよう、所要の措置を講じる。(Ⅲ教育ウ㉑)	平成17年度中	文部科学省
969	特定知的障害者授産施設の指定要件の拡大	医療法 第42条第1項 農業協同組合法 第10条第1項 知的障害者福祉法 第15条の24第2項	現行制度においては、授産に対し法に基づく支給を行う指定知的障害者授産施設の対象は、地方公共団体又は社会福祉法人が設置主体である特定知的障害者授産施設となっており、障害保健福祉制度改革により、社会福祉法人以外の法人であっても、授産活動に係る指定事業者となることを可能とする。(Ⅲ福祉ウ④)	第162回国会に法案提出	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
970	複数の障害者が一人の居宅介護従業者による支援を共同利用することの可能化	法令上明確な規制は設けられていないが、居宅生活支援費の支給は個人給付となっている。	複数の障害者が一人の居宅介護従業者による移動介護を共同で利用することについては、障害保健福祉制度改革により創設する新しい事業において、可能とする。(Ⅲ福祉ウ⑤)	第162回国会に法案提出	厚生労働省
971	認知症高齢者グループホームと有料老人ホーム等への住所地特例制度の適用	介護保険法第7条、第13条	介護専用型特定施設に分類される有料老人ホーム等のうち入居定員が一定以上であるものについては、広域的に利用されるサービスとして、住所地特例の対象とする。 なお、認知症高齢者グループホーム等についても、市町村が中心となって整備をコントロールできるようにする。(Ⅲ福祉ア⑬)	第162回国会に法案提出	厚生労働省
972	地域密着型サービス事業者の指定権限の市町村長への移譲	介護保険法第41条及び第70条	介護保険制度の見直しの中で、平成18年度から、要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な地域で提供されることが適当な地域密着型サービス(認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護等)を創設することとし、市町村長が当該サービス事業者の指定権限を有する仕組みとする。(Ⅲ福祉ア⑭)	第162回国会に法案提出	厚生労働省
973	海外の医療従事者の医療行為を伴う研修制度の創設	保健師助産師看護師法 第5条、第31条 救急救命士法 第2条、第43条 *その他の医療関係資格法も該当し得る。 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律 第1条	看護師、救急救命士等については、現行制度上、医師・歯科医師の臨床修練制度に相当する制度は設けられていないところ、全国規模の制度として、海外の医療従事者の医療行為を伴う研修制度を創設する。(Ⅲ医療キ⑭)	平成17年9月までに結論を得て、その後速やかに関係法案を国会に提出	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
974	国内未承認薬等の使用に係る保険診療との併用の確立	健康保険法第63条 健康保険法第86条 保険医療機関及び保険医療養担当規則第5条、第5条の2	平成16年12月15日の尾辻厚生労働大臣と村上規制改革担当大臣との合意に従い、国内未承認薬について、関連学会及び患者団体等から要望があり、医療上必要性が高いと認められる医薬品については、薬事法上の承認申請のための治験が終了した後も、主治医と製薬企業との適切な連携の下、承認後の使用実態を想定した新たな安全性確認試験を治験として実施する仕組みを創設することにより、制度的に保険診療との併用の断絶を解消する。なお、未承認の医療材料についても、治験の流れの中で保険診療との併用が可能な体制を確立する。(Ⅲ医療工⑤a)	平成16年度中措置済	厚生労働省
975	先進技術に係る保険診療との併用の仕組みの新設	健康保険法第63条 健康保険法第86条 保険医療機関及び保険医療養担当規則第5条、第5条の2	平成16年12月15日の尾辻厚生労働大臣と村上規制改革担当大臣との合意に従い、先進的な医療技術について、医療技術ごとに医療機関に求められる一定水準の要件を設定し、該当する医療機関は届出により実施可能な仕組みを新たに設ける。 また、高度先進医療の取扱いについて、 ・ 特定承認保険医療機関の承認要件について、医療機関の規模にかかわらず、新しく高度な医療を提供することが可能な医療機関であれば承認を受けることが可能となるように、承認要件を抜本的に緩和する ・ 本年4月からの実施状況を踏まえ、実施医療機関として一度承認を受けたら、個別に技術について承認を経ることなく届出のみで実施できる仕組みについて、医療技術ごとに医療機関に求められる一定水準の要件を踏まえつつ、対象技術を大幅に拡大する といった見直しを行うこととする。(Ⅲ医療工⑤b)	平成17年夏目途	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1010	ハウスチューバーにより増殖する馬鈴しょ原原種の種苗の検査方法の明確化及び検査体制の整備	民間機関において生産されるマイクロチューバーの取扱いについて(平成11年1月29日付け10-276植物防疫課長通知)	ハウスチューバーにより増殖する種馬鈴しょの検査についての技術的な検討を行い、検査方法を明確化した上で、検査の実施体制を整備する。(Ⅲ農水ア⑭)	平成17年度中	農林水産省
1011	特定法人貸付事業における農地の賃貸借に係る法定更新の適用除外	農地法第19条	特定法人貸付事業については、現行と同様の制度で全国展開を行うこととし、本通常国会に所要の法律改正案を提出する予定としており、この中で、都道府県知事の許可を受けることなく、賃貸借を終了する(更新しない)こともできるように措置する。(Ⅲ農水イ⑥)	平成16年度中	農林水産省
1012	「たら」輸入割当てに関する申請者の資格要件のうち輸入契約数量要件の撤廃	輸入貿易管理令第9条 輸入発表	たらの先着順割当てに係る申請資格の一つである「輸入契約数量が20トン以上であること」を撤廃する。(Ⅲ農水ウ⑤)	平成17年度中	農林水産省 経済産業省
1132	イベント都度の店舗面積の増加等を容易にするための大規模小売店舗立地法に基づく事前一括変更届出が可能であることの明確化	大規模小売店舗立地法第5条1項、6条2項、附則5条に基づく届出の運用 大規模小売店舗立地法施行規則第3条1項、7条	イベント等で店舗面積を増加することが予め見込まれる場合に、見込まれる最大限の増加分を予め届け出ておけば、イベント等の都度届け出なくてよい、という運用が可能であることを都道府県等に周知・徹底する。(Ⅲ流通イ②)	平成17年度早期	経済産業省
1133	駐車場でのイベント都度の駐車台数の一時的減少を容易にするための大規模小売店舗立地法に基づく事前一括変更届出が可能であることの明確化	大規模小売店舗立地法第5条1項、6条2項、附則5条に基づく届出の運用 大規模小売店舗立地法施行規則第3条1項、7条	イベント等で駐車場を利用することが予め見込まれる場合に、同じ駐車台数の臨時駐車場を予め届け出ておけばイベント等の都度届け出なくてよいという運用が可能であることを都道府県等に周知・徹底する。(Ⅲ流通イ③)	平成17年度早期	経済産業省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1134	手筒花火に係る火薬類取扱者の年齢制限の緩和	火薬類取締法施行規則	技術基準を見直し特殊繊維製の内筒を利用するなど安全確保策を講じるとともに、青少年によっても安全な消費が可能となることを担保するための関係地方自治体による個別従事者認定等を条件に、年齢制限を緩和する。(Ⅲ資格⑭)	平成17年度中	経済産業省
1252	新住宅市街地開発事業における複合的土地利用の許容	新住宅市街地開発法第2条、第21条	新住宅市街地開発法に基づき策定する施行計画、処分計画において、複合的土地利用を許容する当該計画の策定方法等について、技術的助言を行う。(Ⅲ住宅工40)	平成16年度中措置済	国土交通省
1253	新住宅市街地開発事業における処分計画の内容の簡素合理化	新住宅市街地開発法第22条第1項、第2項 新住宅市街地開発法施行規則第12条、第14条	処分計画の計画事項及び様式を見直し、計画策定手続の簡素合理化を図る。(Ⅲ住宅工41)	平成16年度中措置済	国土交通省
1254	新住宅市街地開発事業における処分の相手方要件の緩和	新住宅市街地開発法第23条第1号	商業・業務用不動産の開発事業者への譲渡等が可能となるよう、「自己」居住及び「自己」業務の範囲について運用の見直しを含め検討し、技術的助言を行う。(Ⅲ住宅工42)	平成16年度中措置済	国土交通省
1255	新住宅市街地開発事業における買戻し特約に関する運用の見直し	新住宅市街地開発法第31条、第33条	買戻し特約に関する運用において、施行者が特約を解除することが可能な条件等について検討し、技術的助言を行う。(Ⅲ住宅工43)	平成16年度中措置済	国土交通省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1256	新住宅市街地開発事業による造成宅地等の権利移転に関する知事承認手続の簡素合理化	新住宅市街地開発法第32条 新住宅市街地開発法施行規則第19条	造成宅地等に関する権利の設定又は移転に関する都道府県知事の承認申請事項及び様式の見直し、申請手続の簡素合理化を図る。(Ⅲ住宅エ44)	平成16年度中措置済	国土交通省
1257	新住宅市街地開発事業における民間事業者による住宅分譲に関する運用の明確化	新住宅市街地開発法施行令第4条第1項第三号の二	民卸し制度において、購入者の多様なニーズに対応した住宅の建築が可能となるよう、民間事業者による住宅の分譲方法について技術的助言を行う。(Ⅲ住宅エ45)	平成16年度中措置済	国土交通省
1258	公営住宅の入居者資格の緩和	公営住宅法施行令第6条第1項	一定の知的・精神障害者について、公営住宅への単身入居を認める。(Ⅲ住宅エ46)	平成17年度中	国土交通省